

別紙

1 開示しない部分及びその理由

(1) メール履歴

欄名	該当部分	不開示の理由
令和○年○月○日(○)○時○分のメール [件名] [ITメール転送]Fwd: 東京消防庁からのご連絡	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78条1項2号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分のメール [件名] [ITメール転送]Fwd: 公益通報に対する返信について		
令和○年○月○日(○)○時○分のメール [件名] Fw: [ITメール転送]【公益通報フォーム】通報がありました		
令和○年○月○日(○)○時○分のメール [件名] [ITメール転送]Fwd: 公益通報に対する返信について		
令和○年○月○日(○)○時○分のメール [件名] Fwd: 【公益通報フォーム】通報がありました		
令和○年○月○日(○)○時○分のメール [件名] Fwd: 【公益通報フォーム】通報がありました		

(2) 令和○年○月○日に受付した公益通報の通報受付票

欄名	該当部分	不開示の理由
通報内容	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。

(3) 令和〇年〇月〇日に受付した公益通報の通報事案管理票

欄名	該当部分	不開示の理由
「(1)通報の受付」の担当者（所属・氏名）	全部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
「(1)通報の受付」の担当者及び責任者		
「(通報の内容)」の「内容」(2)	記述の一部	
「(2)通報の調査」の担当者及び責任者	全部	
「(調査実施状況)」の調査担当者（部署・氏名）	記述の一部	
「(調査実施状況)」の調査内容と調査結果別紙1、別紙2		
「(4)事後確認」の担当者及び責任者	全部	

(4) 令和〇年〇月〇日に受付した公益通報の通報受付票

欄名	該当部分	不開示の理由
通報内容	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。

(5) 決裁文書（〇人職第〇号）

欄名	該当部分	不開示の理由
様式第8号甲の決定欄	記述の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
様式第8号甲の審議欄		
様式第8号甲の審査欄		
様式第8号甲の協議欄		
様式第8号甲の起案者欄	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
通報事案管理票 「(1)通報の受付」の担当者（所属・氏名）		
通報事案管理票 「(1)通報の受付」の担当者及び責任者	全部	

通報事案管理票 「(通報の内容)」の「内容」(2)	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
通報事案管理票 「(2)通報の調査」の担当者及び責任者	全部	
通報事案管理票 「(調査実施状況)」の調査担当者(部署・氏名)	記述の一部	
通報事案管理票 「(調査実施状況)」の調査内容と調査結果別紙1、別紙2		

(6) 決裁文書(○人職第○号)

欄名	該当部分	不開示の理由
様式第8号甲の決定欄	記述の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
様式第8号甲の審議欄		
様式第8号甲の審査欄		
様式第8号甲の起案者欄	記述の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
別紙1「通報受付票」の「通報内容」②		
別紙2「通報事案管理票」の「(1)通報の受付」の担当者(所属・氏名)	全部	
別紙2「通報事案管理票」の「(1)通報の受付」の「受付」の担当者及び責任者	全部	
別紙2「通報事案管理票」の「(通報の内容)」の「不正を行っている者・部署」	記述の一部	
別紙2「通報事案管理票」の「(通報の内容)」の「内容」		

(7) 回覧レポート

欄名	該当部分	不開示の理由
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポート(1ページ)	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポートの添付ファ		

イル (2 ページ)		
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポートの添付ファイル (4 ページ)	記載の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポート (5 ページ)	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポートの添付ファイル (6 ページ)		
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポートの添付ファイル (8 ページ)	記載の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポートの添付ファイル (10、11 ページ)		
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポート (12 ページ)	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポートの添付ファイル (13 ページ)		
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポートの添付ファイル (15 ページから22 ページ)	記載の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポート (23 ページ)	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポートの添付ファイル (24 ページ)		
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポート (28 ページ)	登録者の記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
	コメント履歴の記載の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
令和〇年〇月〇日 (〇)〇時〇分 作成の回覧レポートに添付され	全部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見

ている決裁文書の案（32ページ、38ページ、39ページ、43ページ）		の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポートの添付ファイル（33ページ、34ページ、42ページ）	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポート（44ページ）		
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポート（51ページ、52ページ）		
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポートの添付ファイル（53ページ）	決定欄、審議欄、審査欄の記載の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
	起案者	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポートの添付ファイル（55ページ、56ページ、60ページ）	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポート（66ページ、88ページ）		
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポートの添付ファイル（90ページ）	記載の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポート（91ページ、113ページ）	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポートの添付ファイル（97ページ、115ページ）	記載の一部	公益通報に対する回答の検討中の案であるため公に開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法78条1項6号に該当する。
令和○年○月○日(○)○時○分作成の回覧レポート（116ページ）	記載の一部	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため法78条1項2号に該当する。